

駅西口第1駐輪場広告板貸出し要項

(趣旨)

第1条 この要項は、駅西口第1駐輪場の広告板（以下「広告板」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出し基準)

第2条 広告板を利用できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に関する広告

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの。

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの。

(2) 法令等に違反する広告又はそのおそれがある広告

(3) 公の秩序又は善良な風俗を害する広告又はそのおそれがある広告

(4) 政治活動又は宗教活動に関する広告

(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められる広告又はそのおそれがある広告

(6) その他広告板の利用が不適當であると理事長が認める広告

(利用期間)

第3条 広告板の利用期間は、4月から翌年の3月までの1年以内とする。ただし、理事長が認める場合は、この期間を超えて利用することができる。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、広告板1枚につき、縦1,600ミリメートル、横4,500ミリメートルとする。

(利用条件)

第5条 広告の作成、広告板への掲示及び広告の撤去に要する費用は、当該広告板を利用する者の負担とする。

2 広告を掲示又は撤去する場合は、理事長が安全と認める方法で行うものとする。

(利用料)

第6条 広告板の利用者（以下「利用者」という。）は、理事長が別に定める利用料を納付するものとする。ただし、平塚市が公益を目的として広告板を利用する場合は、無料とする。

2 前項の利用料は、理事長が指定する期日までに、納付しなければならない。

(利用の申込み)

第7条 広告板を利用しようとする者は、駅西口第1駐輪場広告板利用申込書（第1号様式）に利用する広告図案及び使用素材を記載した書類を添えて、理事長に申し込まなければならない。

(利用の承認)

第8条 理事長は、前条の申込みを受け広告板の利用を決定したときは、駅西口第1駐輪場広告板利用承認通知書（第2号様式）により、当該申込者に通知する。

2 広告板の利用を不可とするときは、その理由を添えて当該申込者に通知するものとする。

(利用者の責任)

第9条 利用者は、当該広告の内容に関する一切の責任を負う。

(利用の取消し)

第10条 理事長は、次のいずれかに該当する場合は、利用の取消し又は停止をすることができる。

- (1) 理事長が指定する期日までに利用料の納付がないとき。
- (2) 利用者から利用期間中に広告の撤去の申込みがあったとき。
- (3) 利用者又は広告内容が第2条各号の規定に該当すると認められるとき。
- (4) 天災その他の非常事態が生じ、利用することが不可能と認められるとき。

2 前項の規定により利用の取消し又は停止を決定したときは、駅西口第1駐輪場広告板利用取消し・停止通知書（第3号等式）により、利用者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、広告板について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年2月1日から施行する。

第 号
年 月 日

駅西口第 1 駐輪場広告板利用申込書

公益財団法人 平塚市まちづくり財団 理事長 様

申請者住所	代表者氏名
	㊟
連絡先（連絡者）	
氏名	電話番号
広告内容 <input type="checkbox"/> 別添のとおり	
利用期間	
年 月 日から 年 月 日まで	

第 号
年 月 日

駅西口第1駐輪場広告板利用承認書

申請者 様

公益財団法人 平塚市まちづくり財団

理事長

印

次とおり駅西口第1駐輪場広告板の利用を承認します。

利用期間
年 月 日から 年 月 日まで
広告内容 <input type="checkbox"/> 別添のとおり
利用条件 1 広告の作成、広告板への掲示及び広告を撤去に要する費用は、広告板を利用する者の負担とする。 2 利用者は、広告内容に関する一切の責任は、利用者が負うものとする。 3 広告を掲示又は撤去する場合は、理事長が安全と認める方法で行うものとする。 4 利用期間中に、広告内容を変更する場合は、新たに駅西口第1駐輪場広告板利用申込書を提出し利用の承認を受けるものとする。 5 広告板の利用料は、理事長の指定する期日までに、納付しなければならない。 6 その他理事長の定める貸出し基準に違反しないこと。

第3号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

駅西口第1駐輪場広告板利用取消し・停止通知書

様

公益財団法人 平塚市まちづくり財団
理事長 ⑩

次の理由により、 年 月 日をもって、広告板の利用を取消し・停止します。

記

取消し・停止の理由

以上